

「はこだて環境ラボgo with eco」ロゴマークの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 「はこだて環境ラボgo with eco」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の目的)

第2条 ロゴマークは、市民・事業者・市が連携しながら、地球・生活環境の保全や循環型社会の形成、自然との共生社会の実現を目指すための環境問題への取組みを推進することを目的として使用できるものとする。

(使用の基準)

第3条 ロゴマークは、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用することができない。

- (1) 営利（寄附金の募集などを含む。）を目的として使用するときまたはそのおそれのあるとき。
- (2) 政治的、宗教的その他特定の主張を行う目的のとき。
- (3) 法令及び公序良俗に反する目的、市の信用または品位を害する目的、消費者の利益を害する目的および反社会的であると認められる目的のとき。
- (4) 自己の商標や意匠とするなど独占的に使用するときまたはそのおそれのあるとき。
- (5) 特定の政治活動や宗教活動に関係すると認められる場合。
- (6) 特定の個人や事業者、団体を市が支援もしくは公認しているような誤解を与えるときまたはそのおそれがあるとき。
- (7) 前各号に定めるもののほか、その他ロゴマークの使用目的に鑑み不相当であると市長が認めるとき。

(使用承認の手続き)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、使用を開始する2週間前までにロゴマーク使用承認申請書（第1

号様式)に必要な書類を添付して市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、市が使用する場合または市が主催・共催・後援する事業等で使用する場合は、この限りではない。

- 2 前項の申請を承認したときは、市長は、ロゴマーク使用承認書(第2号様式)を申請者に通知するとともに、ロゴマークのデータを引き渡すものとする。
- 3 市長は、ロゴマークの使用が第3条各号のいずれかに該当する場合は、使用を承認しないものとし、ロゴマーク使用不承認書(第3号様式)を申請者に通知する。

(使用上の遵守事項)

第5条 第4条第2項の規定により使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用しようとするデザインについて、「ロゴマーク使用マニュアル(以下「マニュアル」という。)」を遵守しなければならない。ただし、市長が認めた場合はこの限りではない。

- 2 使用者は、前項の事項に加え、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された用途のみに使用すること。

(2) 使用開始に先立ち完成物件を提出すること。ただし、物件の提出が困難であると認められるものについては、該当物件の写真の提出をもって代えることができる。

- 3 使用者は、次の各号に掲げる事項を了承して使用することとする。

(1) ロゴマークの使用は、使用者の責任の下で行うこと。

(2) ロゴマークの使用が認められる場合であっても、市長は、使用者や使用者の商品・サービス等について推奨や保証等を行うものではないこと。

(3) ロゴマークが使用された媒体やその内容、マニュアルに反するロゴマークの使用など、個々のロゴマーク使用について、市長は一切の責任を負わないこと。

(4) 市長からの請求があったときは、速やかに使用状況が確認できる書類等を提出しなければならない。

(使用料等)

第6条 ロゴマークの使用承認の手續きに係る費用および使用料は、無料とする。

2 ロゴマークの使用に係る経費は、当該使用者の負担とする。

(使用停止等)

第7条 使用者は、ロゴマークの使用を取り止め、または承認基準を満たさなくなったときは、速やかにロゴマーク使用取り止め届出書(第4号様式)を市長に届け出なければならない。

2 使用者は、前項の規定による届出をしたときは、届出日をもってロゴマーク使用を直ちに停止しなければならない。

(使用承認の取り消し)

第8条 使用者が、第5条に定める事項を遵守しなかったときその他当要綱に違反したときは、市長は、その承認を取り消すことができる。この場合において、当該使用者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

2 前項の規定による使用承認を取り消したときは、ロゴマーク使用承認取消通知書(第5号様式)により当該決定を取り消された使用者に通知するものとする。

(使用者の責任)

第9条 使用者は、ロゴマークの使用に関する一切の責任を負うものとする。

(委任)

第10条 この基準に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年7月24日から施行する。

「はこだて環境ラボgo with eco」 ロゴマーク使用マニュアル

はこだて | go
環境ラボ | with eco

令和7年(2025年)7月
函館市

1 ログマークとログマークの目的

はこだて | go
環境ラボ | with eco

環境保全のための取組みを持続的に行うことは、とても大切です。しかし、環境問題は多様であり、市民の関心や対応方法も様々です。

そこで、市全体をラボに見立て、市民・事業者・市が連携しながら、地球・生活環境の保全や循環型社会の形成、自然との共生社会の実現を目指すための環境問題への取組みを推進します。

ログマークはこの活動のシンボルです。

2 色の指定

(1) カラー指定

はこだて | go
環境ラボ | with eco



eco black

4色分解 K: 100%

RGB R: 0, G: 0, B: 0

HEX #000000



eco green

4色分解 C: 75%, M: 0%, Y: 100%, K: 0%

RGB R: 34, G: 172, B: 56

HEX #22AC38

(2) カラー単色白抜き指定



eco green

(3) モノクロ指定

はこだて | go
環境ラボ | with eco



eco black

4色分解 K: 100%

RGB R: 0, G: 0, B: 0

HEX #000000

(4) モノクロ単色白抜き指定

はこだて | go
環境ラボ | with eco



eco black

3 アイソレーション規定

ロゴマークの識別性や印象を確保するためには、周辺の他の要素から独立するための十分な余白をとる必要があります。その分離スペースの最小基準を「アイソレーションスペース」と呼び、可能な限りこのスペース以上の余白を設けてください。



4 禁止事項

ロゴマークの信用と品位を保ち、誤ったイメージを避けるため、次の例のほか、著しくマークの印象を損ねる使用を禁じます。

- (1) ロゴマークの組み合わせを厳守すること
- (2) ロゴマークの色指定を変更しない
- (3) ロゴマークの改変（分解・変形・組み合わせの変更など）をしない
- (4) ロゴマークの視認性を確保できない縮小はしない
- (5) ロゴマークに新たな視覚表現を追加しない
- (6) ロゴマークと近似した色や複雑な図形をロゴマークの背景にしない
- (7) ロゴマークに影をつけない
- (8) ロゴマークにテクスチャ等の効果を付与しない
- (9) ロゴマークを部分的にカットしない
- (10) ロゴマークの輪郭だけを使用しない

<使用禁止例>

×

ロゴマークの色指定を変更する

はこだて | go
環境ラボ | with eco

×

ロゴマークの改変（分解・変形・組み合わせの変更など）をする

はこだて 環境ラボ
go | eco
with

×

ロゴマークと近似した色や複雑な図形をロゴマークの背景にしない



そのほか、著しくマークの印象を損ねる使用を禁じます。

5 使用方法

ロゴマークは無償で使用することができます。ただし、「はこだて環境ラボgo with ecoロゴマークの使用に関する要綱」第4条に基づき、使用申請書の提出を省略する場合を除き、ロゴマークの使用を開始する2週間前までに、ロゴマーク使用承認申請書を環境部環境政策課へ提出し、承認をいただく必要があります。

(1) 使用にあたって遵守していただきたいこと

以下に該当する場合（あるいは該当する可能性がある場合）は、ロゴマークの使用はできません。

- ① 営利（寄附金の募集などを含む。）を目的として使用する時
- ② 政治的、宗教的、その他特定の主張を行う目的の時
- ③ 法令及び公序良俗に反する目的、市の信用または品位を害する目的、消費者の利益を害する目的および反社会的であると認められる目的の時
- ④ 自己の商標や意匠とするなど独占的に使用する時
- ⑤ 特定の政治活動や宗教活動に関係すると認められる時
- ⑥ 特定の個人や事業者、団体を市が支援若しくは公認しているような誤解を与える時
- ⑦ その他ロゴマークの使用目的に鑑み不相当であると市長が認めるとき

6 その他

- (1) ロゴマーク使用によって生じる問題・トラブルなどについて、市は一切責任を負いません
- (2) ロゴマークを使用した作成物等に関して、事故や苦情が発生したときには、使用者本人の責任で必要な処理を行ってください

はこだて | go 環境ラボ | with eco

函館市環境部環境政策課

〒040 - 0034 函館市大森町21 - 12

TEL 0138 - 85 - 8197

E-mail kankyoh-seisaku@city.hakodate.hokkaido.jp

ホームページにも掲載しております。

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2025043000051/>

